

令和5年度ベルビア活性化推進調査委託業務プロポーザル審査要領

1 目的

「令和5年度ベルビア活性化推進調査委託業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づく審査について、本要領を定める。

2 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「令和5年度ベルビア活性化推進調査委託業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の会議は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長は都市建設部長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、都市計画課長がその職務を代理する。

No.	役職	職名
1	会長	都市建設部長
2	委員	都市計画課長
3	委員	商工課長
4	委員	財政課長
5	委員	都市計画課職員
6	委員	商工課職員
7	委員	財政課職員
8	委員	(株)ベルビア役員（外部事業者）

4 審査方法

- (1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング
- (2) 評価基準 別表のとおり
- (3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。
- (4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。